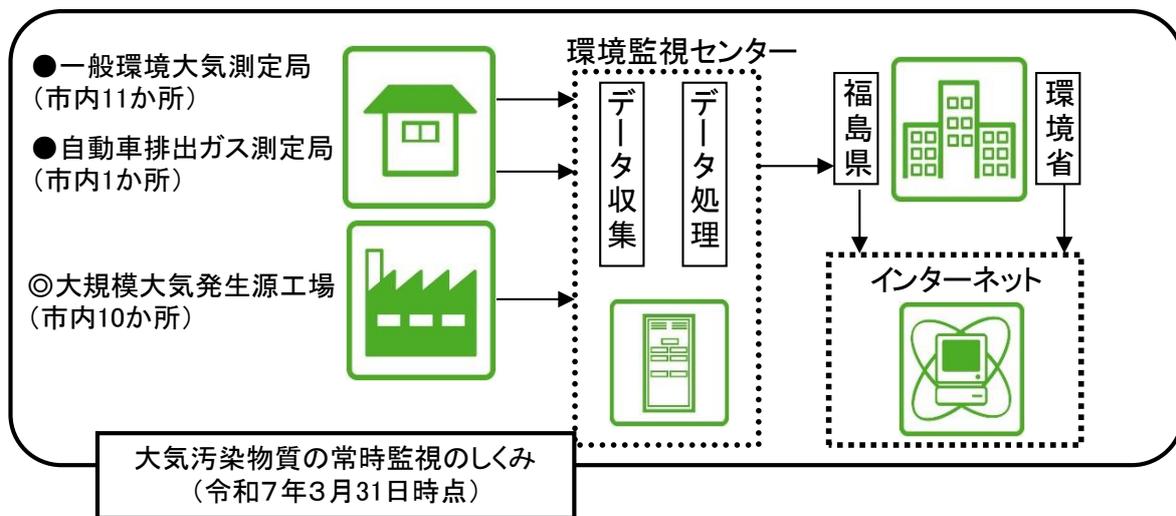


第3章 大気汚染

1 大気汚染の概況

本市は、大気汚染の状況を監視するため、大気汚染に係る環境基準が設定されている物質のうち、二酸化硫黄などの大気汚染物質について、市内12か所で常時測定を行っており、令和6年度は、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント以外の大気汚染物質で環境基準を達成しました。

また、ベンゼン等の有害大気汚染物質についても調査した結果、令和6年度は、環境基準が設定されているすべての物質で環境基準を達成しました。



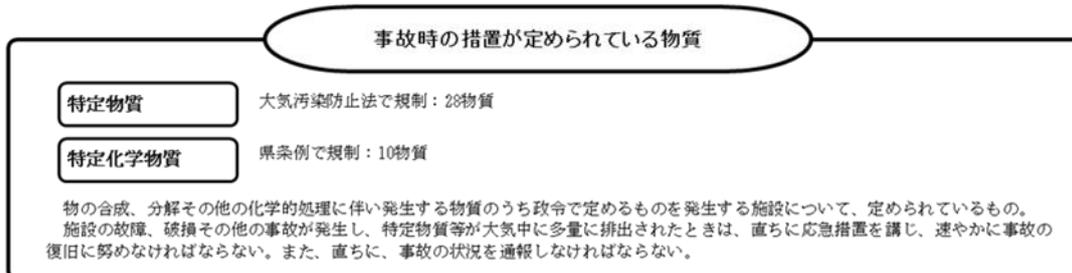
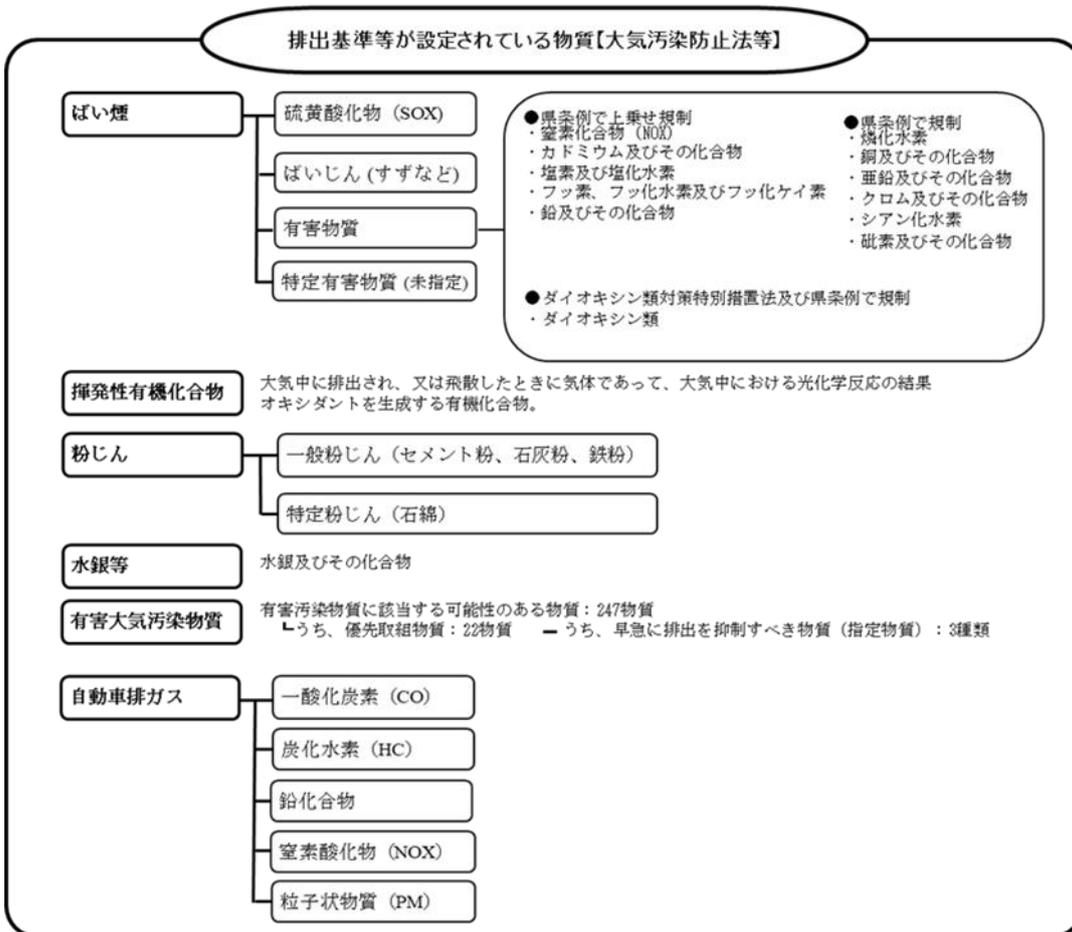
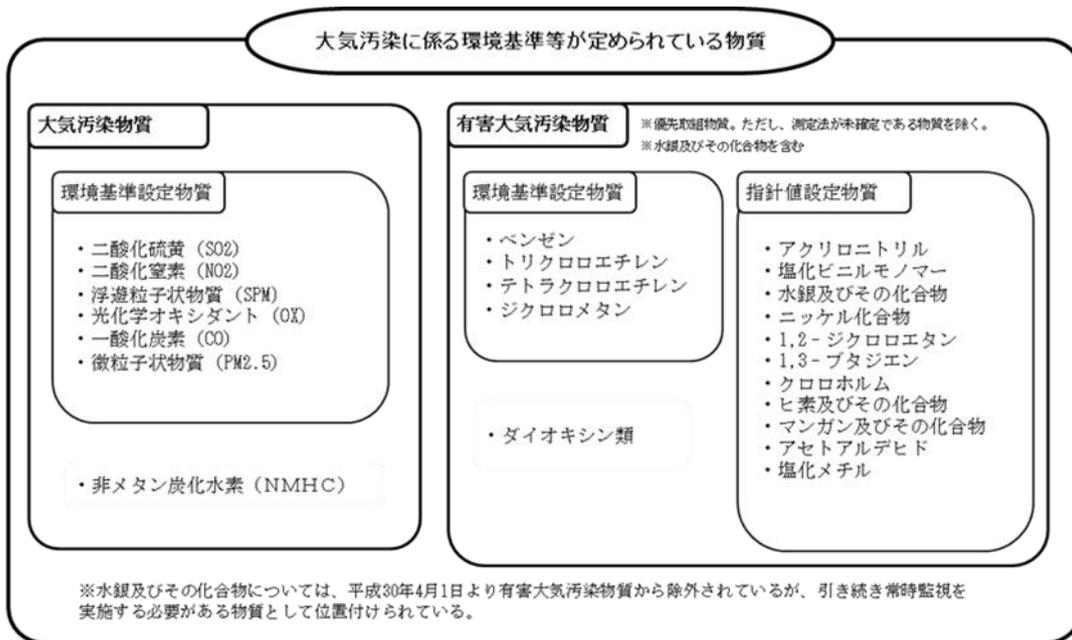
2 大気汚染防止対策

(1) 大気汚染とは

大気汚染とは、人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のことをいい、発生源は、事業場の固定発生源と自動車等の移動発生源に大別されます。

(2) 大気汚染に関する法令

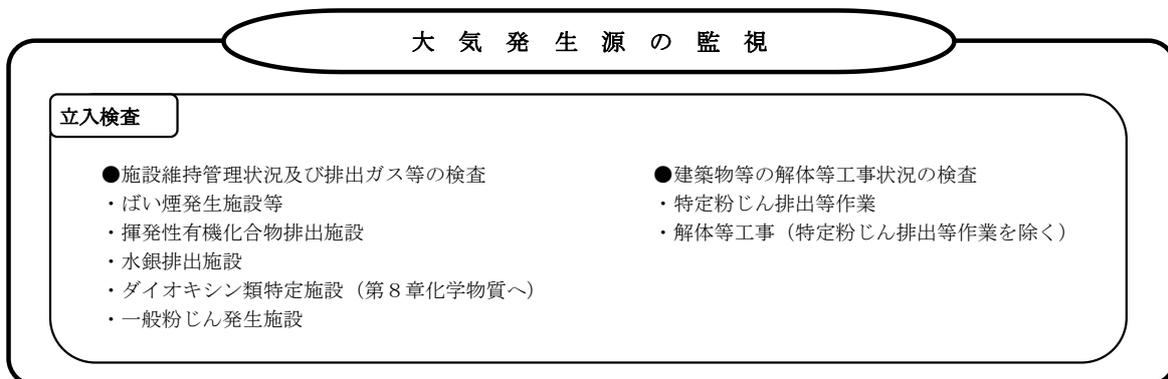
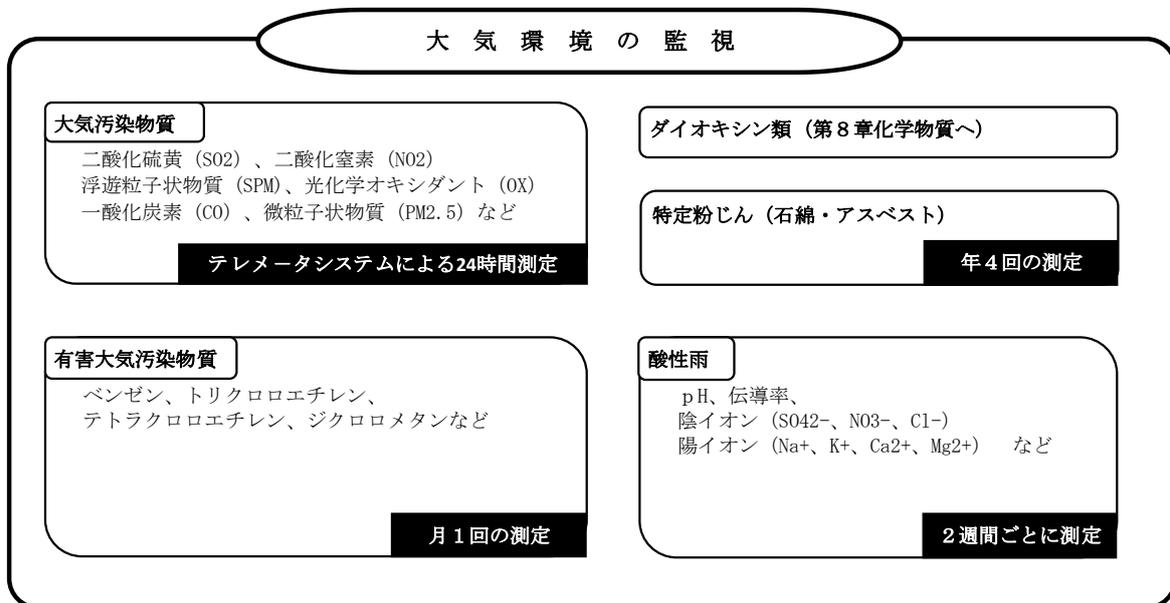
大気の汚染に係る環境基準は、環境基本法により「人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準として設定されており、この環境基準を達成することを目標に、大気汚染防止法に基づいて規制等を実施しています。



(3) いわき市の取組

本市は、大気汚染の状況を把握するため、環境基準が設定されている物質を常時監視しているほか、大気環境中のアスベスト濃度や酸性雨の測定を実施しています。

また、大気汚染物質を排出する事業場についても立入検査などを実施し、大気発生源の監視を行っています。



3 大気汚染物質の常時監視

大気汚染物質については、市内に設置している一般環境大気測定局^{※1}（以下、この章において「一般局」という。）及び自動車排出ガス測定局^{※2}（以下、この章において「自排局」という。）において、テレメータシステムによる常時測定（24時間毎日連続測定）を行っています。

なお、令和6年度は、一般局11局及び自排局1局により常時測定を行いました。

※1 住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置される。

※2 交差点、道路、道路端付付近など、交通渋滞による自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気状況を常時監視することを目的に設置される。

表3-3-1 大気汚染物質の説明

物質名	各物質の説明
二酸化硫黄 (SO ₂)	石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄が酸化されて発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われている。
二酸化窒素 (NO ₂)	発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様である。発生源からは、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。
浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粉じんのうち、10μm以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
光化学 オキシダント (Ox)	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。
一酸化炭素 (CO)	炭素化合物の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなどの影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。
非メタン炭化水素 (NMHC)	炭化水素は、炭素と水素が結合した有機物の総称である。大気中の炭化水素濃度の評価には、光化学反応に関与する非メタン炭化水素が用いられる。

表3-3-2 大気汚染物質の環境基準(令和7年3月31日現在)

物質名	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)	1日平均値のうち、年間で低い方から98%に相当するものが0.06ppmを超えないこと。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.1mg/m ³ 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9告示)	長期的評価	1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。
		短期的評価	1日平均値の年間98パーセントイル値が35μg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)	1時間値が0.06ppm以下であること。	
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値(1日を3回の時間帯に区分した場合の8時間平均値)が20ppm以下であること。

(備考)

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所には適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをしないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

表3-3-3 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質名	環境上の条件
非メタン炭化水素 (NMHC)	午前6時～午前9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲にあること。

(備考) ppmCとは、炭化水素の濃度をメタンに換算したときの濃度単位

表3-3-4 大気汚染常時監視測定局(令和7年3月31日現在)

	種別	測定局名	測定項目						
			二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	非メタン炭化水素
1	一般局	四倉	○	○	○	-	○	-	-
2		揚土	○	○	○	○	○	-	-
3		中央台	○	○	○	-	○	-	-
4		常磐	○	○	○	-	○	-	-
5		大原	○	○	○	○	○	-	○
6		金山	○	○	○	-	○	-	-
7		上中田	○	○	○	-	○	-	-
8		滝尻	○	-	○	-	-	-	-
9		中原	○	-	-	-	-	-	-
10		下川	○	-	-	-	-	-	-
11		花ノ井	○	-	-	-	-	-	-
12	自排局	平	-	○	○	-	-	○	○
合計測定数			11	8	9	2	7	1	2



図 3-3 大気汚染常時監視測定局の位置

(令和 7 年 3 月 31 日時点)

表3-3-5 環境基準の達成状況

(令和6年度)

	種別	測定局名	所在地	測定項目									
				二酸化硫黄		二酸化窒素	浮遊粒子状物質		微小粒子状物質		光化学オキシダント	一酸化炭素	
				長期的評価	短期的評価		長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価		長期的評価	短期的評価
1	一般局	四倉	四倉町狐塚字松橋20	○	○	○	○	○	-	-	38	-	-
2		揚土	平字揚土5	○	○	○	○	○	○	○	26	-	-
3		中央台	中央台鹿島1丁目55	○	○	○	○	○	-	-	43	-	-
4		常磐	常磐湯本町栄田11	○	○	○	○	○	-	-	39	-	-
5		大原	小名浜大原字六反田22	○	○	○	○	1	○	○	34	-	-
6		金山	金山町朝日台1	○	○	○	○	○	-	-	38	-	-
7		上中田	錦町重殿15	○	○	○	○	○	-	-	40	-	-
8		滝尻	泉町滝尻字高見坪1	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-
9		中原	小名浜字中原5-1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
10		下川	泉町下川字宿ノ川19	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
11		花ノ井	錦町鬼越下64	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
12	自排局	平	平字正内町22	-	-	○	○	○	-	-	-	○	○
測定局数				11	11	8	9	9	2	2	7	1	1
超過局数				0	0	0	0	1	0	0	7	0	0

(備考)

1 「○」は、環境基準の達成を示す。

2 数字(太字)は、1年間のうち環境基準を超過した日数を示す。

(1) 二酸化硫黄

11 測定局（すべて一般局）で測定した結果は、表3-3(1)のとおりで、すべての測定局で環境基準を達成しました。

また、各測定局における年平均値は0.000~0.002ppmの範囲でした。

表3-3(1) 二酸化硫黄の測定結果

(令和6年度)

種別	測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	環境基準(短期的評価)			環境基準(長期的評価)		
						<評価方法> 1時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。					
						1時間値が0.1ppmを超えた時間数	日平均値が0.04ppmを超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	日平均値が0.04ppmを超えた日数
日	時間	ppm	時間	日	ppm	ppm	有×無○	日			
一般局	四倉	調整	365	8,670	0.000	0	0	0.006	0.001	○	0
	揚土	住居	365	8,668	0.000	0	0	0.005	0.001	○	0
	中央台	住居	363	8,647	0.000	0	0	0.012	0.002	○	0
	常磐	住居	365	8,671	0.001	0	0	0.012	0.002	○	0
	大原	住居	364	8,670	0.001	0	0	0.036	0.005	○	0
	金山	調整	362	8,635	0.000	0	0	0.014	0.001	○	0
	上中田	準工	363	8,647	0.000	0	0	0.012	0.001	○	0
	滝尻	住居	365	8,674	0.001	0	0	0.024	0.002	○	0
	中原	工業	365	8,674	0.002	0	0	0.054	0.005	○	0
	下川	準工	359	8,596	0.000	0	0	0.039	0.001	○	0
	花ノ井	住居	363	8,658	0.000	0	0	0.013	0.001	○	0

SO2(ppm)

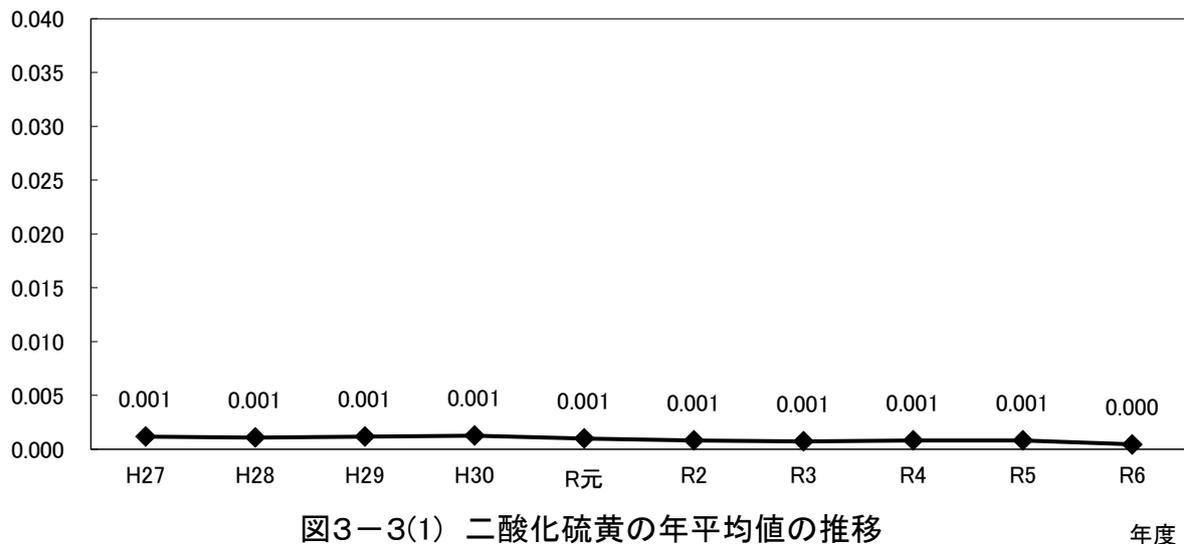


図3-3(1) 二酸化硫黄の年平均値の推移

年度

(2) 二酸化窒素

8測定局（一般局7及び自排局1）で測定した結果は、表3-3(2)のとおりで、すべての測定局で環境基準を達成しました。

また、各測定局における年平均値は0.002~0.005ppmの範囲でした。

表3-3(2) 二酸化窒素の測定結果

(令和6年度)

種別	測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	<環境基準> 1時間値の年平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 <評価方法> 日平均値のうち、低いほうから98%に相当するものが0.06ppmを超えないこと。						
						1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日平均値の年間98%値	日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えた日数
						ppm	時間	時間	日	日	ppm	日
一般局	四倉	調整	357	8,492	0.002	0.018	0	0	0	0	0.005	0
	揚土	住居	365	8,670	0.003	0.022	0	0	0	0	0.006	0
	中央台	住居	362	8,653	0.003	0.026	0	0	0	0	0.007	0
	常盤	住居	364	8,670	0.003	0.020	0	0	0	0	0.006	0
	大原	住居	364	8,665	0.005	0.031	0	0	0	0	0.012	0
	金山	調整	365	8,672	0.002	0.024	0	0	0	0	0.005	0
	上中田	準工	364	8,669	0.005	0.033	0	0	0	0	0.010	0
自排局	平	商業	365	8,673	0.005	0.034	0	0	0	0	0.010	0

NO2(ppm)

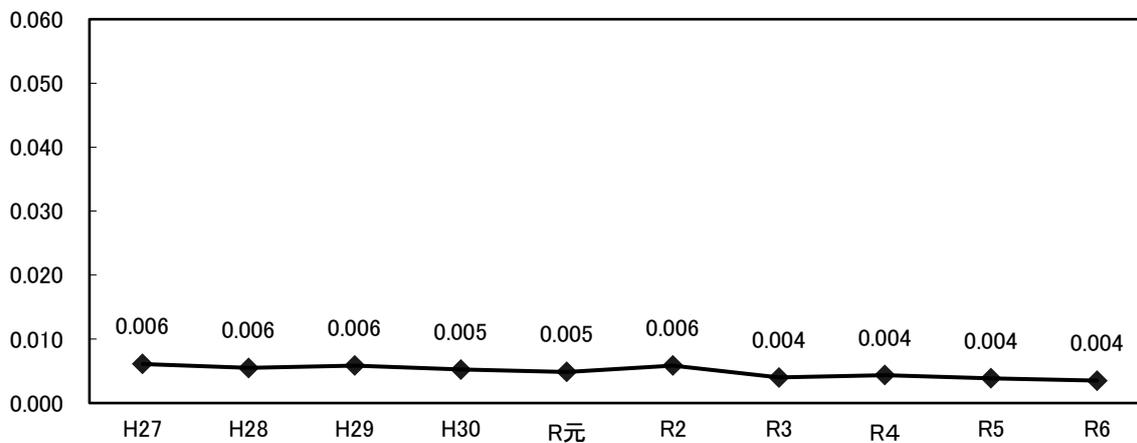


図3-3(2) 二酸化窒素の年平均値の推移

年度

(3) 浮遊粒子状物質

9測定局（一般局8及び自排局1）で測定した結果は、表3-3(3)のとおりで、1測定局（大原局）で環境基準（短期的評価）を達成できませんでした。

なお、基準を超えた原因としては、令和6年4月18日に、北日本から西日本にかけての広い範囲に飛来した、大陸からの黄砂による一時的な影響と考えられます。

また、各測定局における年平均値は0.008～0.014mg/m³の範囲でした。

表3-3(3) 浮遊粒子状物質の測定結果

(令和6年度)

種別	測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	環境基準(短期的評価)			環境基準(長期的評価)		
						<評価方法> 1時間値の日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。					
						1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
日	時間	mg/m ³	時間	日	mg/m ³	mg/m ³	有×無○	日			
一般局	四倉	調整	363	8,714	0.012	0	0	0.105	0.033	○	0
	揚土	住居	363	8,710	0.012	0	0	0.104	0.030	○	0
	中央台	住居	363	8,711	0.011	0	0	0.088	0.030	○	0
	常磐	住居	362	8,707	0.012	0	0	0.111	0.033	○	0
	大原	住居	363	8,712	0.014	0	1	0.143	0.032	○	0
	金山	調整	363	8,707	0.009	0	0	0.101	0.027	○	0
	上中田	準工	363	8,712	0.010	0	0	0.078	0.025	○	0
	滝尻	住居	363	8,717	0.012	0	0	0.100	0.032	○	0
自排局	平	商業	363	8,712	0.008	0	0	0.105	0.022	○	0

SPM(mg/m³)

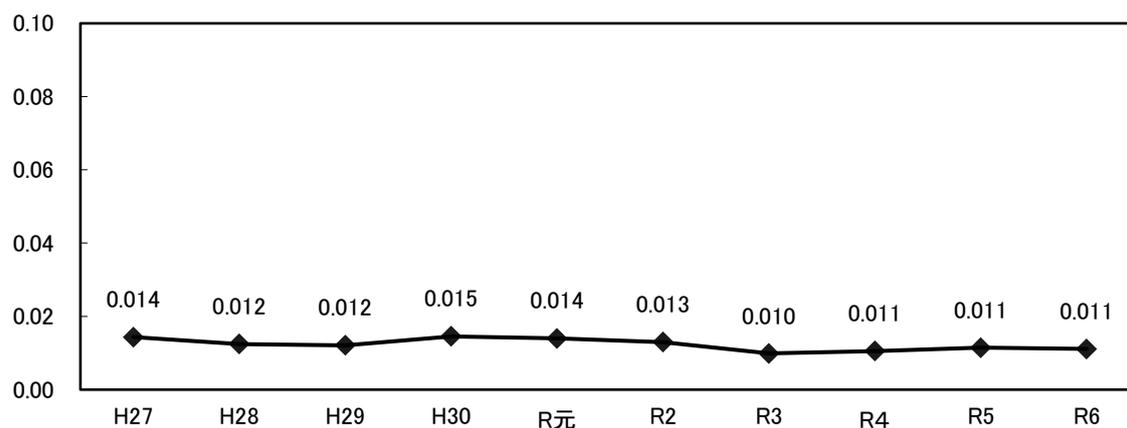


図3-3(3) 浮遊粒子状物質の年平均値の推移

年度

(4) 微小粒子状物質

2測定局（すべて一般局）で測定した結果は、表3-3(4)のとおりで、すべての測定局で環境基準を達成しました。

また、各測定局における年平均値は7.4~7.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲でした。

表3-3(4) 微小粒子状物質の測定結果

(令和6年度)

種別	測定局名	用途地域	有効測定日数	環境基準(短期的評価)		環境基準(長期的評価)	
				<評価方法> 日平均値のうち、低いほうから98%に相当するものが $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。		<評価方法> 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	
				日平均値の年間98%値	年平均値	年平均値	年平均値
日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$				
一般局	揚土	住居	359	20.8	7.9		
	大原	住居	363	19.6	7.4		

PM 2.5($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

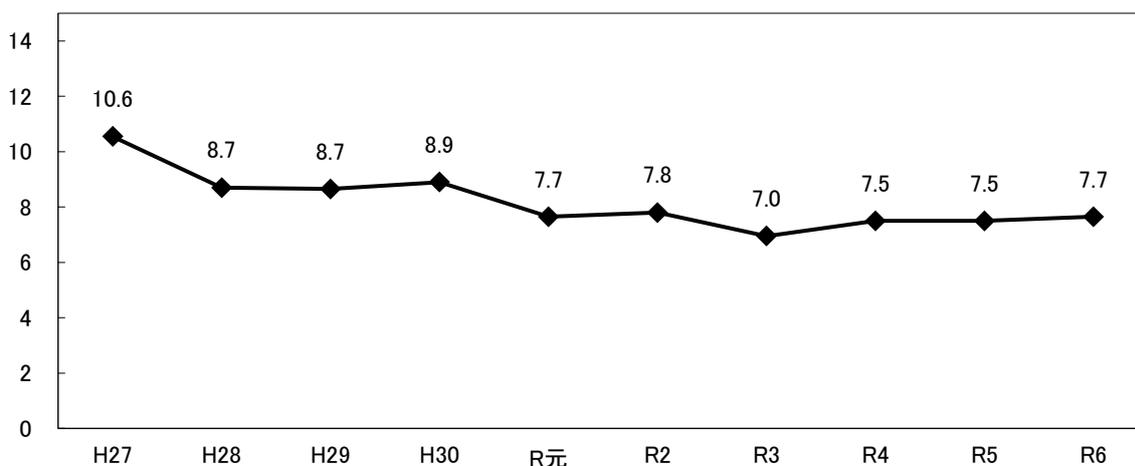


図3-3(4) 微小浮遊粒子状物質の年平均値の推移

年度

(5) 光化学オキシダント

7測定局（すべて一般局）で測定した結果は、表3-3(5)のとおりで、すべての測定局で環境基準を達成できませんでした。

なお、基準を超えた原因としては、主に市外で発生した大気汚染物質が南風に乗って流入したものと考えられます

また、各測定局における昼間（午前6時から午後8時まで）の年平均値は0.032～0.036ppmの範囲でした。

表3-3(5) 光化学オキシダントの昼間における測定結果

種別	測定局名	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	<環境基準> 1時間値が0.06ppm以下であること。 <評価方法> 1時間値が0.06ppm以下であること。			
						昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
						日	時間	ppm	ppm
一般局	四倉	調整	365	5,431	0.036	38	178	0.083	0.046
	揚土	住居	365	5,437	0.034	26	103	0.077	0.044
	中央台	住居	363	5,375	0.036	43	212	0.103	0.047
	常磐	住居	365	5,434	0.034	39	161	0.082	0.045
	大原	住居	365	5,435	0.033	34	124	0.098	0.045
	金山	調整	365	5,427	0.035	38	151	0.101	0.044
	上中田	準工	365	5,430	0.032	40	171	0.104	0.044

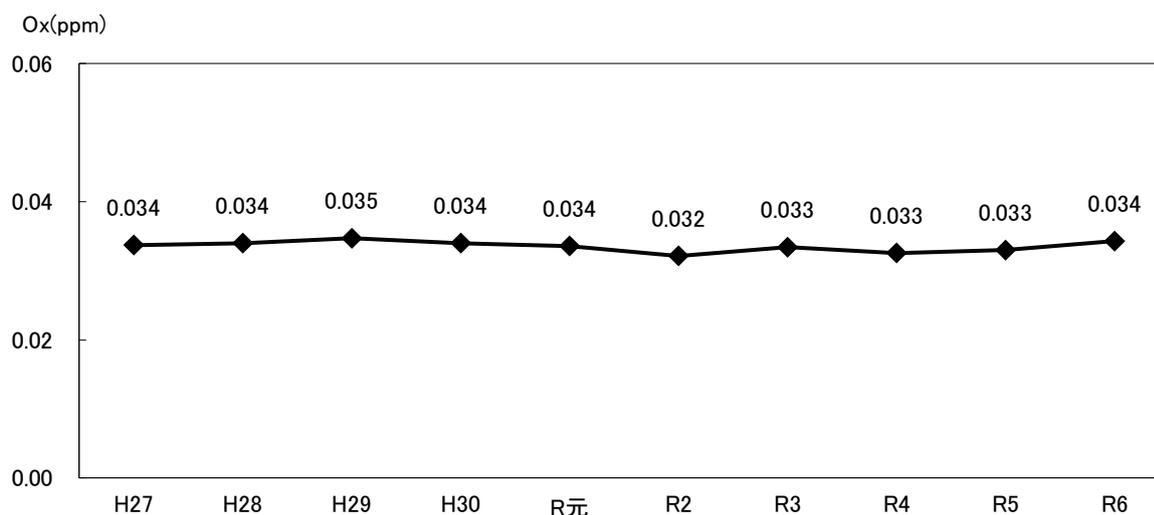


図3-3(5) 光化学オキシダントの年平均値(昼間)の推移

年度

(6) 一酸化炭素

1 測定局（自排局）で測定した結果は、表3-3(6)のとおりで、環境基準を達成しました。

また、測定局における年平均値は0.2ppmでした。

表3-3(6) 一酸化炭素の測定結果

(令和6年度)

種別	測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	環境基準(短期的評価)			環境基準(長期的評価)					
						<評価方法> 1時間値の日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。						<評価方法> 日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。		
						1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数	日平均値が10ppmを超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	日平均値が10ppmを超えた日数			
日	時間	ppm	回	日	ppm	ppm	有×無○	日						
自排局	平	商業	364	8,725	0.2	0	0	1.0	0.3	○	0			

CO(ppm)

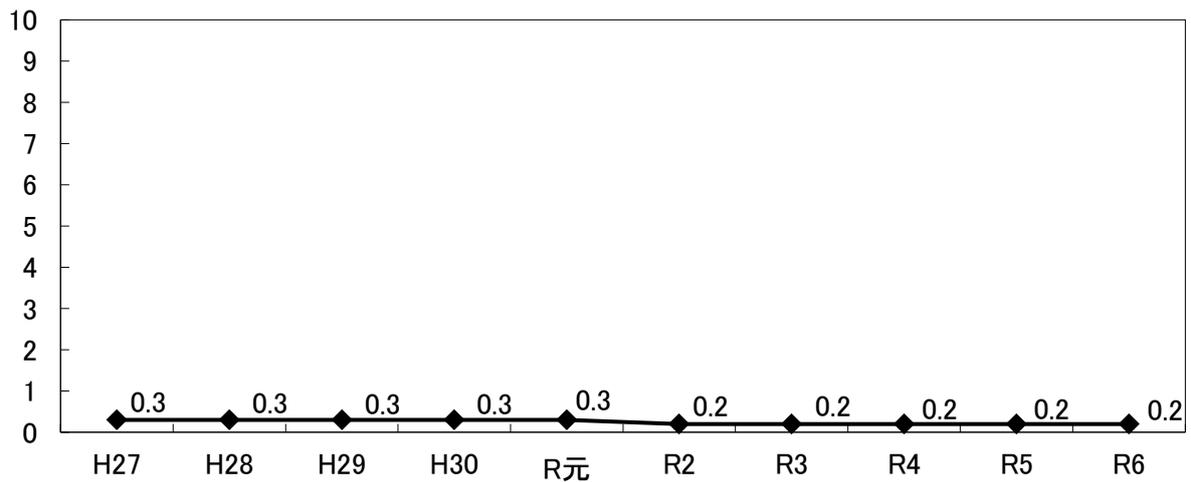


図3-3(6) 一酸化炭素の年平均値の推移

年度

(7) 非メタン炭化水素

2測定局（一般局1及び自排局1）で測定した結果は、表3-3(7)のとおりで、すべての測定局で指針値を下回りました。

また、各測定局における午前6時から午前9時までの年平均値は0.06～0.08ppmCの範囲でした。

表3-3(7) 非メタン炭化水素の午前6～9時における測定結果

(令和6年度)

種別	測定局名	用途地域	測定日数	測定時間	＜指針値＞ 午前6時～9時の3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲にあること。	
					年平均値	3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数
			日	時間	ppmC	日
一般局	大原	住宅	356	8,522	0.06	0
自排局	平	商業	364	8,650	0.08	0

(備考) ppmCとは、メタン濃度を基準にした濃度を示す。

NMHC(ppmC)

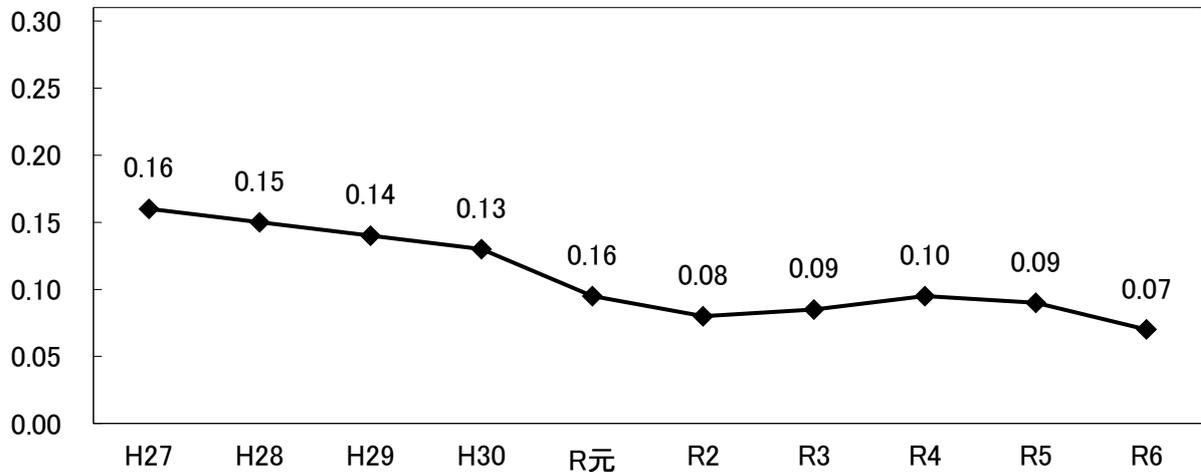


図3-3(7) 非メタン炭化水素の年平均値(午前6～9時)の推移 年度

4 いわき市の大気汚染緊急時における対応について

福島県は、「福島県大気汚染緊急時対策要綱」を定め、二酸化硫黄や光化学オキシダントについて、大気汚染緊急時※1に係る予報※2を発令するとともに、予報及び注意報等の発令時における措置（事業場へのばい煙量排出削減の要請、関係機関への注意喚起等）を定めています。

なお、県から予報及び注意報等の発令があったとき、本市では、市内の大気汚染緊急時(注1)における健康被害を防止するため、「いわき市大気汚染常時監視要綱」及び「いわき市大気汚染緊急時対策要領」に基づき、広報等を行っています。

令和6年度においては、県からの予報及び注意報等の発令はありませんでした。

※1 「大気汚染緊急時」とは、常時監視している大気汚染物質の濃度が高くなり、健康被害が発生するおそれがあると判断されるレベルに到達し、かつ、この状況が継続すると判断される場合をいう。

※2 予報については、「いわき市大気汚染常時監視要綱」に基づき、本市も発令を行っている。

表3-4-1 市内の光化学スモッグ注意報発令状況及び被害届出状況

注意報発令年度	発令回数	被害届出者数(人)
昭和50年度	3	31
昭和51年度	1	2
昭和53年度	1	38
平成18年度	1	0
平成21年度	3	11
平成22年度	1	0
平成27年度	1	0

表3-4-2 いわき市大気汚染常時監視要綱に基づく二酸化硫黄の予報発令基準

発令区分	発令の基準	対象工場に要請する措置	解除の基準
第1段階予報	二酸化硫黄濃度の1時間値が0.06ppm以上の状態になり、かつ、気象状況等によりその状態が継続すると認められるとき。	二酸化硫黄排出量の削減準備	発令の基準に該当しない状態になり、かつ、気象状況等によりその状態が継続すると認められるとき。
第2段階予報	二酸化硫黄濃度の1時間値が0.08ppm以上の状態になり、かつ、気象状況等によりその状態が継続すると認められるとき。	二酸化硫黄排出量の削減	
第3段階予報	二酸化硫黄濃度の1時間値が0.1ppm以上の状態になり、かつ、気象状況等によりその状態が継続すると認められるとき。	通常二酸化硫黄排出量の概ね20%の削減	

(備考) 「通常二酸化硫黄排出量」は、対象工場から排出される二酸化硫黄の量であって、予報の発令時以前の5時間における1時間当たりの平均値をいう。

表3-4-3 いわき市大気汚染常時監視要綱に基づく光化学オキシダントの予報発令基準

発令の基準	対象工場に要請する措置	解除の基準
光化学オキシダント濃度の1時間値が0.1ppm以上の状態になり、かつ、気象状況等によりその状態が継続すると認められるとき。	燃料等の不要不急の燃焼の自粛	発令の基準に該当しない状態になり、かつ、気象状況等によりその状態が継続すると認められるとき。

5 いわき市のPM2.5に係る対応について

福島県は、「PM2.5に係る対応について」を定め、県内の9測定局（本市は2測定局）のうち1局でも基準を超えた場合、県内全域を対象として、「PM2.5 注意喚起情報」の提供を行っています。

なお、県から注意喚起情報の提供があったとき、本市でも、「いわき市のPM2.5に係る対応について」に基づき、注意喚起情報の提供を行っています。

令和6年度においては、県からの注意喚起情報の提供はありませんでした。

表3-5-1 PM2.5注意喚起情報の提供について

注意喚起情報提供年度	回数	基準を超過した測定局
平成25年度	1	会津若松局

表3-5-2 福島県のPM2.5注意喚起情報提供の基準

	注意喚起の基準	注意喚起の目途	対象地域	解除の基準
午前中	県内の測定局のいずれかで、午前5時から午前7時までの1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過したとき。	午前7時30分	福島県全域	午後7時までのPM2.5濃度の1時間値が2時間連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合、又は、午後7時までに解除の基準を満たさない場合は、午前0時をもって自動解除となる。
午後	県内の測定局のいずれかで、午前5時から正午までの1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過したとき。	午後0時30分		

（備考）注意喚起情報の提供及び注意喚起の解除は、近隣局の濃度推移傾向も考慮して実施されます。

6 有害大気汚染物質モニタリング調査

本市は、大気汚染防止法第18条の44第1項及び第22条第1項に基づき、有害大気汚染物質について、優先取組物質を中心とした環境モニタリング調査を平成9年度から実施しています。

有害大気汚染物質とは

『継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある(長期毒性を有する)物質で大気の汚染の原因となるもの』であり、この有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質のうち、22物質が優先的に対策に取り組むべき物質(優先取組物質)として選定されている。

そのうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質については、環境基準が設定されており、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにするため、その維持又は早期達成に努めるものとされている。

● 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質:247物質

全ての物質に大気汚染防止法の規定が適用されるものではないが、健康被害の未然防止の見地から、行政は物質の有害性、大気環境濃度等に関する基礎的情報の収集整理に努めるとともに、事業者等は自主的に排出等の抑制に努めることが期待されるもの

● 優先取組物質:22物質

大気汚染防止法の規定が適用され、行政は、優先取組物質に特に重点を置いて、物質の有害性、大気環境濃度、発生源等について体系的に詳細な調査を行うほか、事業者に対して排出又は飛散の抑制技術の情報等の提供等に努め、事業者の自主的な排出等の抑制努力を促進するもの

● 指針値設定物質:10物質

有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や、事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待できるもの

※ なお、水銀及びその化合物については、平成30年4月1日より有害大気汚染物質から除外されているが、引き続き常時監視を実施する必要がある物質として位置づけられている。

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(247物質)※1

優先取組物質(22物質)

環境基準(4物質)
 ・ベンゼン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・ジクロロメタン

指針値(10物質)

・アクリロニトリル ・塩化ビニルモノマー ・ニッケル化合物
 ・クロロホルム ・1,2-ジクロロエタン ・1,3-ブタジエン ・ヒ素及びその化合物
 ・マンガン及びその化合物 ・アセトアルデヒド ・塩化メチル

・クロム及び三価クロム化合物 ・六価クロム化合物 ・酸化エチレン
 ・トルエン ・ベリリウム及びその化合物 ・ベンゾ[a]ピレン ・ホルムアルデヒド
 ・ダイオキシン類※2

・その他 226物質※3

※1 水銀及びその化合物については、平成30年4月1日より有害大気汚染物質から除外されているが、引き続き常時監視を実施する必要がある物質として位置づけられている。

※2 ダイオキシン類対策特別措置法により対応している。

※3 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質である「クロム及びその化合物」は、優先取組物質においては「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」の2つの物質として分類されているため、優先取組物質以外の物質数は226物質となる。

表3-6-1 有害大気汚染物質の環境基準

物質	環境基準	用途など
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	さまざまな化学物質の原料に用いられる 自動車や工場等からの排出ガスから発生
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること	代替フロン原料や金属表面に付着した油の 除去などに用いられる
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	代替フロン原料や金属表面に付着した油の 除去などに用いられる
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること	溶剤や金属表面に付着した油の除去などに用 いられる

(備考)

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表3-6-2 有害大気汚染物質(水銀及びその化合物を含む)による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)

物質	指針値	用途など
アクリロニトリル	1年平均値が2.0μg/m ³ 以下であること	合成樹脂の原料など
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10.0μg/m ³ 以下であること	ポリ塩化ビニルなどの合成樹脂の原料
クロロホルム	1年平均値が18.0μg/m ³ 以下であること	代替フロンやフッ素の原料など
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m ³ 以下であること	塩化ビニルモノマーの原料など
水銀及びその化合物	1年平均値が0.04μg Hg/m ³ 以下であること	電池、蛍光灯、アマルガムなど
ニッケル化合物	1年平均値が0.025μg Ni/m ³ 以下であること	合金、触媒、電池など
1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m ³ 以下であること	合成ゴム、合成樹脂の原料など
ヒ素及びその化合物	1年平均値が6.0ng As/m ³ 以下であること	液晶ガラス原料、半導体材料など
マンガン及びその化合物	1年平均値が0.14μg Mn/m ³ 以下であること	合金、鉄鋼製品脱酸剤など
アセトアルデヒド	1年平均値が120μg/m ³ 以下であること	化学物質(塗料溶剤、防腐剤等)の合成原料
塩化メチル	1年平均値が9.4μg/m ³ 以下であること	シリコーン樹脂、界面活性剤等の原料

(備考)

- 指針値は、現段階では「有害性評価に係るデータの科学的信頼性」が不十分であっても、大気モニタリングや事業者の排出抑制の指標として設定されたもので、環境基準とは区別されている。
- 水銀及びその化合物については、平成30年4月1日より有害大気汚染物質から除外されているが、引き続き常時監視を実施する必要がある物質として位置づけられている。

令和6年度は市内3か所の大気測定局敷地内において、優先取組物質計22物質（水銀及びその化合物を含む。）について測定しました（優先取組物質のうち、ダイオキシン類の調査結果については第8章を参照）。

測定の結果、環境基準の定められているベンゼン等4物質については、測定したすべての地点で環境基準を下回りました。

また、指針値が設定されているアクリロニトリル等11物質のうち、ヒ素及びその化合物を除く10物質については、測定したすべての地点で指針値を下回りました。ヒ素及びその化合物については、1地点で指針値を上回りましたが、これは市内の事業場の影響によるものと考えられます。

その他7物質の測定結果は、全国調査結果（令和5年度）の範囲内となっています。

表3-6-3 有害大気汚染物質(水銀及びその化合物を含む)調査結果

(令和6年度)

[単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (*は ng/m^3)]

No.	測定項目	測定地点	全国標準監視地点			環境基準値等	地域分類別の全国平均値 (濃度範囲)	
			揚土局	大原局	中原局			
1	ベンゼン		0.36	—	—	3	一般環境	0.65 (0.33 ~ 1.8)
2	トリクロロエチレン		0.090	—	—	130	一般環境	0.27 (0.0018 ~ 2.1)
3	テトラクロロエチレン		0.019	—	—	200	一般環境	0.076 (0.0019 ~ 0.49)
4	ジクロロメタン		0.74	—	—	150	一般環境	1.3 (0.37 ~ 6.0)
5	アクリロニトリル		0.0004	—	—	2	一般環境	0.041 (0.00080 ~ 0.38)
6	塩化ビニルモノマー		0.058	—	—	10	一般環境	0.026 (0.0015 ~ 0.39)
7	クロロホルム		0.29	—	—	18	一般環境	0.24 (0.063 ~ 5.7)
8	1,2-ジクロロエタン		0.14	—	—	1.6	一般環境	0.14 (0.055 ~ 0.97)
9	水銀及びその化合物*		1.5	—	5.6	40	一般環境	1.7 (1.0 ~ 4.4)
							発生源周辺	2.0 (1.2 ~ 5.6)
10	ニッケル化合物*		1.0	—	—	25	一般環境	2.2 (0.053 ~ 29)
11	1,3-ブタジエン		0.023	—	—	2.5	一般環境	0.060 (0.0029 ~ 0.63)
12	ヒ素及びその化合物*		1.5	2.3	11	6	一般環境	0.93 (0.043 ~ 4.4)
							発生源周辺	2.9 (0.069 ~ 15)
13	マンガン及びその化合物*		7.4	—	—	140	一般環境	16 (0.38 ~ 60)
14	アセトアルデヒド		2.5	—	—	120	一般環境	2.1 (0.67 ~ 4.9)
15	塩化メチル		1.2	—	—	94	一般環境	1.4 (0.30 ~ 3.2)
16	クロム及びその化合物* (クロム及び三価クロム化合物、 六価クロム化合物)		0.98	—	—		一般環境	3.6 (0.059 ~ 25)
17								
18	酸化エチレン		0.037	—	—		一般環境	0.067 (0.015 ~ 1.9)
19	トルエン		1.9	—	—		一般環境	4.6 (0.46 ~ 31)
20	ベリリウム及びその化合物*		0.0063	—	—		一般環境	0.019 (0.00080 ~ 0.40)
21	ベンゾ(a)ピレン*		0.031	—	—		一般環境	0.13 (0.0070 ~ 1.3)
22	ホルムアルデヒド		1.7	—	—		一般環境	2.4 (0.27 ~ 5.2)

(備考)

1 No.1~4は、環境基準が設定されている測定項目(年平均値で評価)。

2 No.5~15は、指針値が設定されている測定項目(年平均値で評価)。

3 全国平均値及び濃度範囲は「令和5年度大気汚染状況について(令和5年度有害大気汚染物質等に係る常時監視結果)(環境省水・大気環境局)」から引用。

7 大気環境アスベスト調査

大気環境中におけるアスベスト（特定粉じん）の濃度を把握するため、年4回、アスベスト等の測定を実施しています。

令和6年度は、市内2か所で大気中の総繊維数^(注1)濃度を測定した結果、濃度範囲はND～0.39（本/ℓ）の範囲となり、参考として大気汚染防止法第18条の5に定める特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界におけるアスベストの規制基準（10本/ℓ）と比較すると低い値でした。

なお、アスベスト等の測定については、環境省によるアスベストモニタリングマニュアル（第4.2版：令和6年3月現在）に基づき、令和元年度より総繊維数濃度としています。

(注1) 総繊維数とは、長さ5 μ m以上、幅（直径）3 μ m未満で、かつ長さとの比（アスペクト比）が3:1以上のアスベストを含む繊維状物質を計数したものをいう。

アスベストとは

石綿（インワタまたはセキメン）ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。主成分は、珪酸マグネシウム塩で蛇紋石石綿と角閃石石綿に大別される。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や、飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和50年に原則禁止された。

その後も、スレート材、プレーキライニングやプレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されていたが、現在では製造等が禁止されている。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。

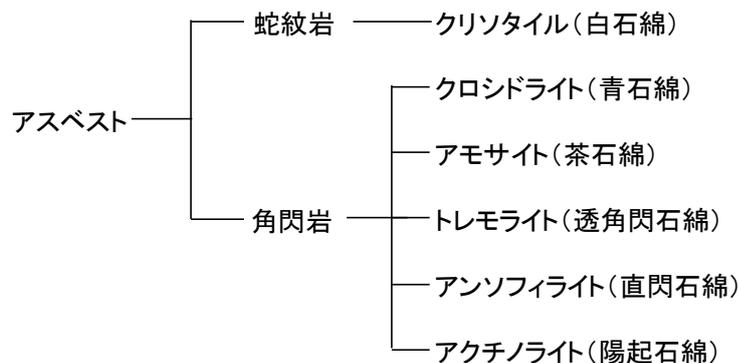


表3-7-1 大気環境中におけるアスベスト等の測定結果(大原局)

(単位:本/ℓ)

年度	測定結果			
	春期	夏期	秋期	冬期
平成27年度	0.14	0.16	0.09	0.06
平成28年度	0.06	0.28	0.16	0.26
平成29年度	0.08	0.05	0.08	0.05
平成30年度	0.11	0.07	0.05	0.11
令和元年度	(0.23)	(0.64)	(0.58)	(0.21)
令和2年度	(0.29)	(0.31)	(0.26)	(0.22)
令和3年度	(0.32)	(0.07)	(0.06)	ND
令和4年度	(0.15)	(0.20)	(0.056)	(0.081)
令和5年度	(0.22)	ND	(0.088)	(0.056)
令和6年度	(0.36)	(0.13)	(0.056)	(0.070)

(備考) 数値はアスベスト濃度、()は総繊維数濃度、NDは検出下限未満を示す。

表3-7-2 大気環境中におけるアスベスト等の測定結果(その他測定局)

(単位:本/ℓ)

年度	測定地点	測定結果			
		春期	夏期	秋期	冬期
平成27年度	花ノ井局	0.15	0.16	0.10	0.08
平成28年度	四倉局	0.08	0.20	0.09	0.08
平成29年度	揚土局	0.13	0.08	0.06	0.06
平成30年度	中央台局	0.17	0.11	0.06	0.09
令和元年度	金山局	(0.13)	(0.67)	(0.36)	(0.26)
令和2年度	上中田局	(0.25)	(0.21)	(0.25)	(0.25)
令和3年度	常磐局	(0.07)	(0.08)	(0.07)	(0.05)
令和4年度	四倉局	(0.081)	(0.29)	ND	(0.056)
令和5年度	揚土局	(0.064)	(0.11)	(0.070)	(0.056)
令和6年度	中央台局	(0.39)	(0.15)	ND	(0.070)

(備考) 数値はアスベスト濃度、()は総繊維数濃度、NDは検出下限未満を示す。

8 酸性雨調査

大気汚染常時監視の一環として、酸性物質等の沈着量について年間を通して把握することにより、酸性雨対策のための基礎資料を得ることを目的に、昭和59年度から継続的に調査を行っています。

酸性雨とは

化石燃料などの燃焼で生じた硫酸化合物や窒素化合物などを起源とする酸性物質が、雨、霧、雪などに溶け込み地表に降ってくるものを湿性降下物、ガスやエアロゾルなど乾いた粒子等の形で降ってくるものを乾性降下物といい、両者を併せた酸性降下物全体を酸性雨と呼ぶ。酸性雨の目安はpH5.6とされているが、これは大気中の二酸化炭素が炭酸イオンとして雨水に飽和した際にpH5.6を示すためである。（ただし、自然界では噴火などの火山活動で酸性のガスが放出され、pH5.0くらいまで下ることがある。）

欧米では、酸性雨によると考えられる湖沼の酸性化や森林の衰退が報告され、国境を越えた国際的な問題となっている。一方、日本では、欧米並みの酸性雨が観測されているが、生態系への影響については明確な兆候はみられていない。しかし、酸性雨が今後も降り続けば、将来、影響が顕在化するおそれがある。

また、酸性雨の特色として、硫酸化合物や窒素化合物などの原因物質が、発生源となる地域から数千キロも離れた地域に影響を及ぼす性質がある。酸性雨は、従来、先進国の問題と考えられてきたが、近年、開発途上国における工業化の進展により、大気汚染物質の排出量は増加しており、広域的な酸性雨の被害も大きな問題となってきている。

環境監視センター屋上にろ過式採取装置及び自動開閉式採水装置を設置し、2種類の採取方法により、2週間毎に降水を採取しました。

調査の結果、令和6年度における市内の酸性雨状況の年平均は、ろ過式がpH4.97、自動開閉式がpH5.07で、全国環境研協議会第6次酸性雨全国調査（令和4年度）と比較すると、全国の地点別平均値（4.51～5.26）の範囲内であり、本市の酸性雨状況は全国とほぼ同程度と考えられます。

また、平成9年度からの本市の全降雨pHの年平均は4.51～5.59（ろ過式・自動開閉式含む。）の範囲内で推移しています。

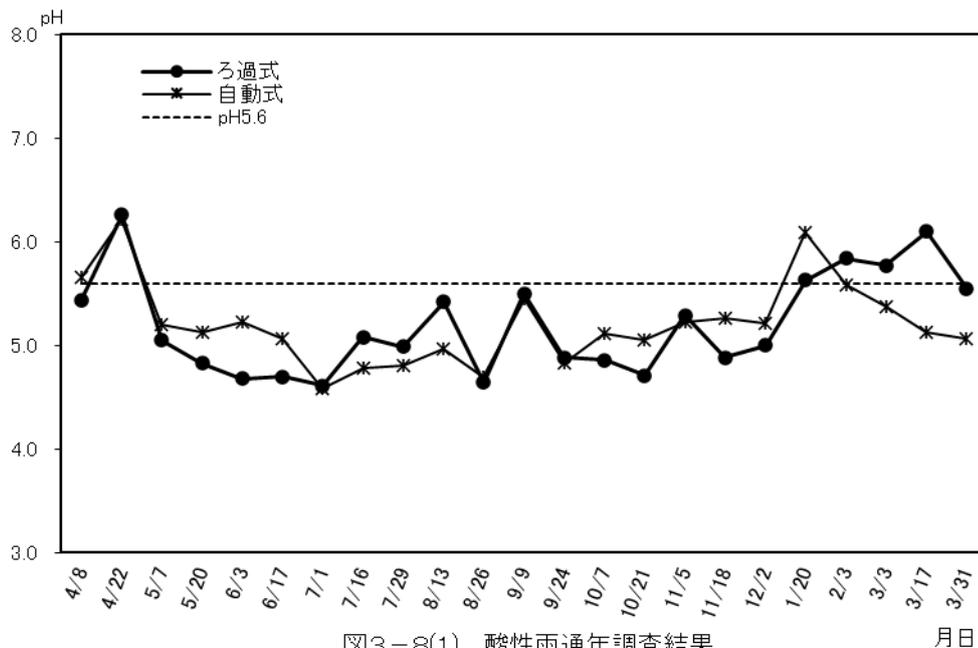


図3-8(1) 酸性雨通年調査結果

月日

表3-8(1)-1 酸性雨(通年)調査の全降水pH結果

(令和6年度)

No.	捕集期間			ろ過式		自動開閉式	
				降水量	pH	降水量	pH
	月日	～	月日	mm		mm	
1	3月25日	～	4月8日	103.5	5.43	112.4	5.66
2	4月8日	～	4月22日	42.7	6.26	58.3	6.21
3	4月22日	～	5月7日	22.6	5.05	17.8	5.20
4	5月7日	～	5月20日	57.3	4.83	104.5	5.13
5	5月20日	～	6月3日	39.5	4.68	35.7	5.23
6	6月3日	～	6月17日	11.8	4.70	10.2	5.06
7	6月17日	～	7月1日	54.1	4.61	46.5	4.58
8	7月1日	～	7月16日	66.9	5.08	55.1	4.78
9	7月16日	～	7月29日	49.0	4.99	49.0	4.81
10	7月29日	～	8月13日	10.8	5.42	9.6	4.96
11	8月13日	～	8月26日	46.2	4.64	54.8	4.70
12	8月26日	～	9月9日	118.5	5.50	121.0	5.45
13	9月9日	～	9月24日	94.6	4.88	86.6	4.83
14	9月24日	～	10月7日	355.1	4.86	33.1	5.12
15	10月7日	～	10月21日	98.4	4.71	89.5	5.05
16	10月21日	～	11月5日	89.2	5.29	70.4	5.22
17	11月5日	～	11月18日	39.8	4.88	37.3	5.26
18	11月18日	～	12月2日	43.6	5.00	43.3	5.21
19	12月2日	～	12月16日	0.0	-	0.0	-
20	12月16日	～	12月27日	0.0	-	0.0	-
21	12月27日	～	1月20日	33.4	5.63	29.0	6.09
22	1月20日	～	2月3日	1.8	5.84	2.0	5.58
23	2月3日	～	2月17日	0.0	-	0.0	-
24	2月17日	～	3月3日	9.6	5.77	9.9	5.37
25	3月3日	～	3月17日	101.0	6.10	80.6	5.13
26	3月17日	～	3月31日	31.5	5.55	29.0	5.06
降水量換算合計				1520.9	4.97(平均)	1185.6	5.07(平均)

(備考) 降雨水捕集面積は、ろ過式、自動開閉式ともに314.0cm²

9 事故等緊急時の調査

工場における火災などにより、人の健康もしくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある特定物質が大気中に多量に排出された際には、直ちに現地調査を実施し、原因究明及び再発防止に係る指導等を行っています。

令和6年度に発生した「いわき市公害防止条例」に定める大気汚染事故の発生件数は計4件で、その内訳は、表3-9のとおりです。

なお、令和6年度は、「大気汚染防止法（以下、この章において「法」という。）」又は「福島県生活環境の保全等に関する条例（以下、この章において「県条例」という。）」に基づく措置を命じた事故はありませんでした。

表3-9 大気汚染事故の内訳（令和6年度）

事故内訳	件数
排出ガス等の大気放出	3
火災・爆発	1
合計	4

10 法令に基づく届出状況

法及び県条例により、ばい煙や粉じんの発生施設を設置、変更又は廃止等する場合、届出が義務づけられています。

令和6年度末における事業場からの届出状況は、次のとおりです。

(1) ばい煙発生施設（表3-10(1)）

法に基づくばい煙発生施設数は、816施設（168事業場）となっています。

(2) 揮発性有機化合物排出施設（表3-10(2)）

法に基づく揮発性有機化合物排出施設数は、10施設（4事業場）となっています。

(3) 一般粉じん発生施設（表3-10(3)）

法に基づく一般粉じん発生施設数は、390施設（53事業場）となっています。

(4) 特定粉じん発生施設（表3-10(4)）

法に基づく特定粉じん発生施設は、設置されていません。

(5) 特定粉じん排出等作業（表3-10(5)）

法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出件数は、17件となっています。

(6) 水銀排出施設（表3-10(6)）

法に基づく水銀排出施設数は、33施設（13事業場）となっています。

(7) ばい煙指定施設（表3-10(7)）

県条例に基づくばい煙指定施設数は、99施設（23事業場）となっています。

◆法に基づく届出状況（令和7年3月末現在）

表3-10(1) ばい煙発生施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	ボイラー	505
3	金属精錬用 焙焼炉等	3
5	金属精製等用 溶解炉	9
6	金属熱処理等用 加熱炉	6
9	窯業製品用 熔融炉等	22
10	無機化学工業品用 反応炉等	4
11	乾燥炉	22
13	廃棄物焼却炉	18
14	亜鉛精錬用 焙焼炉等	17
19	塩素反応施設等	28
21	磷酸質肥料用 反応施設等	2
24	鉛第二次精錬用 溶解炉	1
25	鉛蓄電池用 溶解炉	13
29	ガスタービン	18
30	ディーゼル機関	142
31	ガス機関	6
施設合計		816
届出事業場数		168

(備考)施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第一による。

表3-10(2) 揮発性有機化合物排出施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	溶剤使用化学製品製造用乾燥施設	5
2	塗装施設	1
4	粘着テープ等接着用乾燥施設	4
施設合計		10
届出事業場数		4

(備考)施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第一の二による。

表3-10(3) 一般粉じん発生施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	コークス炉	0
2	堆積場	87
3	コンベア	232
4	破砕機・摩砕機	43
5	ふるい	28
施設合計		390
届出事業場数		53

(備考)施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第二による。

表3-10(4) 特定粉じん発生施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	解綿用機械	0
2	混合機	0
3	紡績用機械	0
4	切断機	0
5	研磨機	0
6	切削用機械	0
7	破砕機・摩砕機	0
8	プレス	0
9	穿孔機	0
施設合計		0
届出事業場数		0

(備考)施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第二の二による。

表3-10(5) 特定粉じん排出等作業実施状況

番号	作業の種類	作業数	
		通常	緊急時
1	解体作業	3	0
2	解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去する作業	5	0
5	解体作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが困難な作業	0	0
6	改造・補修作業(かき落とし、切断、破砕又はその他の方法により除去)	10	0
	改造・補修作業(囲い込み又は封じ込め)	0	0
作業数計		18	0
届出数計		17	0

(備考)作業の種類番号は、大気汚染防止法施行規則表第七による。

表3-10(6) 水銀排出施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	小型石炭混焼ボイラー	1
2	石炭燃焼ボイラー	4
3	一次施設(銅又は工業金)	8
4	一次施設(鉛又は亜鉛)	1
5	二次施設(銅、鉛又は亜鉛)	3
6	二次施設(工業金)	0
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	0
8	廃棄物焼却炉	16
9	水銀回収施設	0
施設合計		33
届出事業場数		13

(備考)施設番号は、大気汚染防止法施行規則別表第三の三による。

◆県条例に基づく届出状況（令和7年3月末現在）

表3-10(7) ばい煙指定施設設置状況

番号	施設名	施設数
1 ばい煙指定施設に係る	1 金属精製等用 溶解炉	0
	2 無機化学工業用焼成炉	30
	3 製鉄・製鋼等用 電気炉	0
	4 廃棄物焼却炉	1
	5 活性炭原料用炭化施設	0
2 指定有害物質に係るばい煙指定施設	1 ボイラー(石炭燃料)	5
	2 ボイラー(廃棄物固形化燃料等)	3
	3 建設用粘土製造用焼成炉	0
	4 燐酸質肥料等製造用反応施設等	2
	5 化学製品用食塩電解施設	8
	6 廃棄物焼却炉	15
	7 銅・鉛・亜鉛製錬用焙焼炉	17
	8 銅・鉛・亜鉛二次製錬等用 溶解炉	5
	9 鉛蓄電池用 溶解炉	13
	10 コークス炉	0
施設合計		99
届出事業場数		23

(備考)施設番号は、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第一による。

1.1 大気発生源立入検査

本市は、大気環境基準等を維持・達成するため、法及び県条例に基づき、固定発生源に対し立入検査を行い監視指導を行っています。

表3-11-1 工場・事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要	
ばい煙	硫黄酸化物(SOx)	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定	
	ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準(濃度)	
	有害物質	カドミウム、カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準
		塩素、塩化水素	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準
		フッ素、フッ化水素、フッ化ケイ素	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用熔融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準
		鉛、鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準
		窒素酸化物(NOx)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	施設・規模ごとの排出基準
揮発性有機化合物(VOC)		VOCを排出する次の施設 化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク	施設ごとの排出基準	
粉じん	一般粉じん	ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉砕・選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 ・集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等	
	特定粉じん(石綿)	1. 切断機等における石綿の粉砕、混合その他の機械的処理 2. 吹き付け石綿使用建築物等の解体・改造・補修作業	事業場の敷地境界基準 建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準	
水銀等		水銀を排出する次の施設 石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程、廃棄物焼却設備、セメントクリンカー製造設備	施設・規模ごとの排出基準	
特定物質(28物質)		特定施設において故障、破損等の事故時に発生	事故時における措置を規定 ・事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等	
有害大気汚染物質	247物質(群) このうち「優先取組物質」として22物質		知見の集積等、各主体の責務を規定 ・事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等	
	指定物質	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等	施設・規模ごとに抑制基準
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等	施設・規模ごとに抑制基準
		テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機等	施設・規模ごとに抑制基準

(備考)

- 有害物質については、福島県知事により、物質ごとに上乗せ基準が設定されている。
- 福島県生活環境の保全等に関する条例では、大気汚染防止法の規制対象外の事項について規制を行っている。

(1) ばい煙発生施設等検査

法及び県条例に定めるばい煙発生施設等を有する事業場の排出基準の適合状況について確認するため、令和6年度は3事業場に対し、窒素酸化物など延べ14項目の検査を行いました。

検査の結果、検査した3事業場のうち1事業場において、法及び県条例の排出基準を下回っていたものの、本市と締結している公害防止協定における協定値の超過を確認したため、早急に改善するよう指導を行いました。

(2) 特定粉じん排出等作業等確認検査

法に定める特定粉じん排出等作業及び解体等工事に対し、石綿事前調査状況等の確認検査を行いました。

検査の結果、検査した68工事のうち32工事において、法違反を確認したため、早急に改善するよう指導を行いました。

(3) 大気発生源届出状況確認検査

法に定めるばい煙発生施設等及び県条例に定めるばい煙指定施設を有する事業場に対し、当該施設に係る維持管理状況の確認検査を行いました。

検査の結果、検査した83事業場のうち26事業場において、法及び県条例に係る違反を確認したため、早急に改善するよう指導を行いました。

表3-11-2 大気発生源立入検査指導内容(ばい煙関係)

指 導 事 項		延べ施設数
指導内容	排出基準超過	0
	測定不実施、測定回数不足、未記録、未保存及び虚偽の記録	0
	氏名の変更等の届出書及び承継届出書の未届出	16
	設置届出書・変更届出書及び使用届出書の未届出	6
	設置届出書等の届出内容の不備	0
	その他	8
合 計		30
是正指導した事業場数		26事業場